

# I 沿革

昭和31年	美術館建設の募金運動はじまる	昭和48年10月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 広島県教育委員会規則第19号）職員の職等
昭和38年 4月	調査費計上	昭和49年 3月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和49年 広島県教育委員会規則第4号）その他の職員の職
昭和39年 4月	設計委託料計上	昭和50年 4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和50年 広島県条例第25号）施設使用料
10月	建設促進委員会開催	昭和51年 4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和51年 広島県条例第9号）入館料
昭和40年 4月	整地費など計上	昭和52年 2月	広島県美術展開催運営規則施行（昭和52年 広島県教育委員会規則第2号）
昭和41年 5月	文部省社会教育施設整備費補助金の交付内定	昭和53年10月	開館10周年記念展開催
12月	建設募金委員会発足	昭和54年 3月	開館10周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊
昭和42年 1月	起工式挙行	12月	収蔵庫拡張工事着工
昭和43年 3月	旧館竣工	昭和55年 2月	収蔵庫拡張工事完了
4月	広島県立美術館条例施行（昭和43年 広島県条例第20号）	4月	定宗一宏館長（非常勤）任命
	広島県立美術館管理運営規則施行（昭和43年 広島県教育委員会規則第1号）		広島県立美術館条例一部改正（昭和55年 広島県条例第19号）施設使用料
	加藤豊館長（常勤）任命	10月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和55年 広島県教育委員会規則第10号）
6月	広島県立美術館協議会条例施行（昭和43年 広島県条例第38号）	昭和56年 4月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和56年 広島県教育委員会規則第5号）課の名称変更・入館料の免除
7月	広島県立美術館協力会結成		広島県立美術館美術品等取得基金条例施行（昭和56年 広島県条例第5号 基金額1億円）
9月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和43年 広島県教育委員会規則第13号）分掌事務	10月	広島県美術品等取得基金運用規程制定
21日	落成式挙行		美術品等収集委員会設置要領制定
22日	旧館開館	昭和57年 3月	定宗館長辞職
10月	広島県立美術館美術品収集要領制定	4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和57年 広島県条例第10号）入館料・施設使用料
12月	広島県立美術館展示施設運営要領制定		阿川静明館長（非常勤）任命
昭和44年 4月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和44年 広島県教育委員会規則第2号）職員の職・職員の職務	9月	縮景園入園窓口を設置
	館藏品常設展開設	昭和60年 3月	阿川館長辞職
昭和46年 4月	宮地貫一館長事務取扱任命	4月	赤木博典館長（常勤）任命
昭和47年 1月	広島県立美術館友会の会発足	昭和61年10月	事務局職員による県立美術館整備計画検討会議を設置
5月	浜本正弘館長事務取扱任命	昭和62年 2月	渋谷文庫開設
6月	佐々木司郎館長事務取扱任命	3月	県立美術館整備計画検討会議，整備構想案をまとめる
8月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和47年 広島県教育委員会規則第11号）職員の職		赤木館長辞職
	羽白幸雄館長（非常勤）任命	4月	吉岡典威館長（兼務）任命
11月	開館5周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊		
昭和48年 6月	広島県立美術館条例一部改正（昭和48年 広島県条例第30号）		
	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 広島県教育委員会規則第14号）補助職員の職及び職務		

昭和62年11月	県教委，広島県立美術館整備構想検討委員会を設置，委員8名を委嘱	平成6年5月	広島県立美術館美術品等取得基金，10億円を増額（基金額40億円）
昭和63年4月	菅川健二館長（兼務）任命 広島県立美術館条例一部改正（昭和63年広島県条例第7号）入館料・施設使用料 広島県立美術館美術品等取得基金，1億円を増額（基金額2億円）	平成7年4月	常廣泰登館長（専任）任命 広島県立美術館美術品等取得基金，5億円を増額（基金額45億円）
11月	広島県立美術館整備構想検討委員会，整備構想をまとめ県教育委員会に答申	12月	新館竣工 新館鍵引渡し式を挙行
平成元年3月	さところ文庫開設	平成8年1月	事務所を新館に移転
5月	広島県立美術館整備基本計画検討委員会を設置，委員18名を委嘱（座長 橋口収県商工会議所連合会会長）	4月1日	木曾功館長（兼務）就任
7月	広島県立美術館美術品等収集評価委員会を設置，委員6名を委嘱	7月1日	平山郁夫名誉館長就任
平成2年4月	広島県立美術館美術品等取得基金，5億円を増額（基金額7億円）	5日	広島県立美術館条例施行（平成8年 広島県条例第16号）入館料・施設使用料
12月	知事，県議会本会議において「新美術館は隣接する縮景園の景観を損なうことなく，両施設の一体化を図った文化ゾーンの一環として一体的に整備する必要がある」と答弁	22日	広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成8年 広島県教育委員会規則第9号）施設使用料
平成3年2月	知事，県議会本会議において「基本設計に着手する」ことを提案	10月5日	新館開館記念式挙行
3月	県議会，平成3年度予算案（基本設計予算）を可決 広島県立美術館整備基本計画まとまる	6日	新館開館 広島県立美術館美術品等取得基金，5億円を増額（基金額50億円）
4月	美術品等特別収集に着手 広島県立美術館美術品等取得基金，3億円を増額（基金額10億円）	平成9年3月26日	広島県立美術館条例施行（平成9年 広島県条例第3号）入館料・施設使用料
平成4年7月	施設利用業務休止。館藏品常設展示室休室	4月1日	広島県立美術館管理運営規則（平成9年 広島県教育委員会規則第6号）全面改定
9月	閉館記念式典挙行	平成10年3月24日	広島県立美術館条例施行（平成10年 広島県条例第5号）入館料等の納付
10月	事務所を広島市西区観音新町四丁目9-43に移転，仮事務所とする 旧県立図書館及び旧県立美術館の解体工事に着手 広島県立美術館美術品等取得基金，10億円を増額（基金額20億円）	24日	広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成10年 広島県教育委員会規則第4号）
平成5年3月	解体工事，整地完了 新館建築工事安全祈願祭が挙行され，工事に着手	7月1日	辰野裕一館長（兼務）就任
4月	久保信保館長（兼務）任命	平成12年2月1日	広島県立美術館美術品等収集評価委員会設置要領一部改正
12月	寺脇研館長（兼務）任命 広島県立美術館美術品等取得基金，10億円を増額（基金額30億円）	平成13年3月26日	広島県博物館協議会条例施行（平成13年 広島県条例第3号）広島県美術館協議会条例廃止
平成6年5月	事務所を西区観音新町から広島市中区八丁堀3-2 幟会館（2階）に移転	29日	広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成12年 広島県教育委員会規則第5号）入館料等の減免
		7月10日	常盤豊館長（兼務）就任
		10月22日	広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成13年 広島県教育委員会規則第7号）入館料の減免
		12月20日	平山郁夫名誉館長辞任
		平成14年3月25日	広島県立美術館条例一部改正（平成14年 広島県条例第18号）小・中・高校生の無料化
		4月1日	広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成14年 広島県教育委員会規則第10号）開館時間の変更
		平成16年7月1日	関靖直館長（兼務）就任